

消費者裁判手続特例法等に関する検討会

第4回 議事録

消費者庁消費者制度課

第4回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年5月20日（木） 9：00～11：39

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 個別論点

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊藤課長補佐、伊吹専門官、西川課長補佐、守屋専門官

（オブザーバー）

独立行政法人国民生活センター、法務省、最高裁判所、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※ 本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【１．開会】

○山本座長

それでは、所定の時間になりましたので、第４回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も、委員の皆様には御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず事務局から接続と資料の確認についてお願いいたします。

○伊吹政策企画専門官

本日も、前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びいたしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしてお返事いただき、その後、再度マイクをオフにしていだけますでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

後藤委員は本日10時30分頃に御退席されるということで、河野委員も10時25分くらいに御退席されるということで伺っております。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言される際は「挙手」をクリックしてお知らせください。御発言が終わられましたら「手を下げる」をクリックいただきますようお願いいたします。

また、オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

続きまして本日の資料でございますが、議事次第に記載のとおり、資料１は「対象消費者への情報提供の在り方について」、資料２は「実効性、効率性及び利便性を高める方策」、資料３は「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備（事務負担等）」の資料となっております。

以上でございます。

【２．個別論点】

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。今回も、前回に引き続きまして個別論点を取り扱うことといたしまして、第２回の検討会で御確認をいただいた検討事項を踏まえつつ、具体的な検討を進めていきたいと思います。

本日は、そのうち「対象消費者への情報提供の在り方」、「実効性、効率性及び利便性を高める方策」及び「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」について取り上げたいと思います。

なお、先ほどお話がありましたとおり、本日は河野委員及び後藤委員が途中退席されるということですので、まず事務局から今の３点について全体的にまとめて御説明をしていただいて、その後、河野委員及び後藤委員に先に全ての論点について御発言をいただき、その後に個別論点ごとに区切って質疑応答、意見交換を行うという形で進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず事務局からまとめて説明をお願いいたします。

○伊吹政策企画専門官

事務局でございます。

まず、資料１の「対象消費者への情報提供の在り方について」から御説明させていただきますので、こちらを御覧ください。

２ページにまいりまして、「対象消費者への情報提供の意義」につきまして改めて整理をしております。手続の全体像を上の方で示しておりますが、この情報提供に関しましては、主に二段階目の手続になっておりまして、個々の消費者に、団体に対して授權をして手続に加入していただく中で、対象消費者の方々にいかに必要な情報を提供するかといったところでございます。

次に３ページにまいりまして、対象消費者への情報提供に関する現行の規定を整理しております。ここに書かれておりますように「団体による通知・公告」、「事業者による公表」、そのほか「裁判所による官報公告」、「内閣総理大臣による公表」といったものがございます。

続きまして、４ページのところでは、対象消費者への情報提供に関しまして団体と事業者の役割に関する基本的な考え方をお示ししております。

また、次の５ページからが「情報提供の各方策における運用上の課題」ということで整理をしております。前回までのヒアリング内容などを踏まえて記載をさせていただいております。

まず1.のところが「団体による対象消費者への個別通知」に関するところでございまして、この5ページでは「通知費用の負担」というところを指摘されております。消費者の参加リスク、また、団体にとっての対応や提訴を躊躇する要因となっているといった指摘があったところでございました。

続きまして、6ページにまいりまして、同じ個別通知の話でございますけれども、こちらは「対象消費者に関する情報確保の困難さ」ということでございまして、通知の前提となる対象消費者に関する情報は事業者から団体に対して開示する制度がございますが、それについての課題ということが指摘されております。

続きまして、7ページにまいりまして、こちらも個別通知に関してでございます。上の○でございますが、「通知の分かりやすさ」ということで、通知を見やすく、あるいは見る気が起きるようにすることが必要といった御指摘があったところでございます。

下のほうの○でございますが、「事業者による協力の必要性」ということで、事案によっては団体・事業者連名での通知のほうが対象消費者から信頼が得られるのではないかとといった御指摘などがあったところでございます。

続きまして、8ページからは、団体による公告に関するものでございます。こちらは公告費用の負担ということで、●の1つ目、2つ目は先ほどの通知費用の負担と同様の内容でございまして、3点目以降で事案に応じた広報媒体の選択・拡張と広報費用の確保が必要であるといった御指摘があったところでございました。

続きまして、9ページにまいりまして「事業者による公表」の関係でございまして、「消費者に対する情報提供へのより積極的な関与」という形で整理しておりますが、そういった趣旨の御指摘をいただいていたところでございました。

以上を踏まえまして、10ページに「検討事項」を記載してございます。前半が「対象消費者に対する情報提供の在り方」の全体像でございまして、1.のところでは対象消費者による授権を促すために提供すべき情報の内容、2.目については対象消費者への実効的な情報提供という観点から各主体の役割分担といったものをどのように考えるべきかという形で記載させていただいております。

次の「情報提供の実効性確保のための課題」につきましては、3.のところでございまして、先ほどのようなヒアリング内容を踏まえまして運用上、生じている課題についてどのように手当をするべきかということで、まず①が「事業者による情報開示の実効性確保」、②が「団体による公告及び事業者による公表の効果的な実施」、③が「通知・公告の費用負担の在り方」という形で整理させていただいております。

資料1に関する御説明は以上でございますので、続きまして資料2の説明を

進めます。

○守屋政策企画専門官

続きまして、資料2を御覧いただければと思います。「実効性、効率性及び利便性を高める方策」というものでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページ目からが「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」というものでして、4ページ、ここでは団体からのヒアリング内容を記載してあります。団体からは、立証ですとか事業者の財産確保につながる情報というものを取得する必要があるのではないかとといったような意見が聞かれまして、また、その下のところでも書いてあるのですが、特定適格消費者団体と適格消費者団体との間でスムーズに情報連携できるような規定が必要なのではないかといった意見が聞かれたところでございました。

1枚ページをめくっていただきまして5ページ目なのですが、現行法上の主な情報（資料）の取得手段を整理したものでございます。縦のところが各情報資料の名前、種類ですね。横がその時点を示しているところでございまして、n/aとなっているものはその時点においてその情報、資料を取得したとしてもちょっと意味がないのではないかとというところで、灰色で囲っているところでございます。

このうち、青で囲っている「消費者の所在等の情報」につきましては、先ほど説明させていただいたとおり対象消費者への情報提供の在り方において検討させていただく予定でございます。

それで、赤く囲っているところは我々として整理した中で現行、特に制度上の担保がないところでございますが、この赤いところですか白いところの現行の制度も含めた上でどういった情報（資料）取得手段が考えられるのかというところを皆さんに御議論いただければと考えております。

1つめくっていただきまして、6ページ目が最後なのですが、今回御議論いただきたい事項といたしまして、まず団体が取得する必要がある情報としてはどの段階でどのようなものが考えられるかというところを御議論いただいた上で、必要な情報についてどのような情報取得手段が考えられるのか、現状の情報取得手段で足りていないところはどこにあるのか。そういったところについても御議論いただければと考えております。

○西川課長補佐

続きまして「時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方」について説明いたします。

ページをめくりまして、8ページを御覧ください。民法には時効の規定が置

かれています。他方で時効障害として時効の完成猶予と時効の更新が定められています。旧民法における時効の中断・停止の概念及び裁判上の催告に関する判例法理等につき、整理したものでございます。裁判上の請求は、完成猶予事由の一つとして定められています。

9 ページは法文を掲げておりますので、適宜御参照ください。

10 ページ、11 ページですけれども、これは民法による時効の完成猶予・更新についてのイメージを図式化したものでございます。

ページをめくりまして、12 ページを御覧ください。特例法上の規律の概要ですが、まず「基本的な考え方」といたしまして団体が共通義務確認訴訟を提起したとしても、それ自体は消費者にとって時効の完成猶予、または更新の事由とはなりません。制度の実効性を確保する観点から、特例法では消滅時効の特則を設けました。特例法第38条で、債権届出があったときは時効の完成猶予及び更新に関しては共通義務確認の訴えを提起したときに裁判上の請求があったとみなすという規定が置かれています。

13 ページは、そのイメージ図でございます。

14 ページを御覧ください。一段階目で請求棄却判決があったときのイメージでございます。

続きまして、15 ページでございます。第2 回検討会における特定適格消費者団体のヒアリング内容といたしまして、対象消費者の責に帰さない事由で消滅時効の不利益を被ることは問題ではないかとの指摘がございました。

続きまして、16 ページでございます。一段階目の訴え却下判決時のイメージを掲げております。一番下の矢印で、共通義務の存否につき実体的判断がされないにもかかわらず、（A）に示したように既に時効期間が満了している場合や、（B）のように時効期間満了直前の場合、消費者が個別訴訟を提起するための準備期間が十分でないまま時効が消滅してしまうおそれがあるということが問題となっております。

17 ページです。特例法は特有の訴訟要件を定めているところ、同訴訟要件を欠くことを理由に一段階目の手続が訴え却下された場合にも、本来認められるべき消費者の対象債権が時効消滅する可能性があるのではないかとことでございます。これは、団体による訴えの取下げの場合も同様の状況でございます。

そこで、18 ページですが、御議論いただきたい事項として、時効との関係で消費者の権利行使の機会をどのように考えるか、この点について御議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○守屋政策企画専門官

続いて、「簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等」の説明に移らせていただきます。

ページをめくっていただいて20ページなのですが、「現行法上の簡易確定手続の構造」を示したものでございまして、各段階において団体にはそれぞれ義務が課されております。その例が、下に掲げているものでございます。

21ページですが、今回その義務のうち申立義務に関する規定について取り上げております。これは、共通義務確認訴訟の当事者であった団体が、正当な理由がある場合を除き、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日から1か月以内に簡易確定手続開始の申立てをしなければならないという規定でございまして、「基本的な考え方」は以下に示したとおりでございます。

この規定につきまして、団体からは、特に消費者にとって、二段階目の手続きを経た後、費用倒れのリスクがある事案について、その申立てが強制されるというのはいかなるものか。正当な理由の整理が必要なのではないかという指摘がなされていたところでございます。

22ページですが、今の申立義務に関連する制度といたしまして以下3つ掲げております。これらは、簡易確定手続が始まった後に簡易確定手続そのものを取り下げる制度であったり、あるいはその簡易確定手続で団体に課されている義務を一部免除するような規定でございまして、これらも申立義務の正当な理由の解釈と関連するものでございますので、ここについても今回御議論いただければと考えております。

23ページ、24ページ、これは現行法の規定を整理したものでございますので、参考までに御覧いただければと思います。

最後に25ページ、検討事項といたしましては、まず簡易確定手続開始の申立てについて義務を免除すべき「正当な理由」としてはどのようなものが考えられるかということをお議論いただいた上で、申立義務の例外と申立ての取下げとの関係というものをどのように考えるべきかということも御議論いただければと思います。

③として、①②に関連して、通知・公告義務を免除すべき場合ですとか、授權契約の拒絶・解除事由として許容すべき場合についても追加で検討すべき点があるかも御議論いただければと思います。

最後に④としましては、こういった申立義務の例外の判断ですとか、あとは共通義務確認訴訟の判決確定後に事業者による自主返金となされる場合を想定したときに今の1か月の申立期間、これは一段階目の判決が確定してから1か月という申立ての期間なのですが、この在り方をどのように考えるかについても御議論いただければと考えております。

最後に「その他」というところを見ていただければと思うのですが、ペ

ージをめぐっていただきまして27ページです。「債権届出書に記載された消費者の情報の取扱い」ということで、現行法上、特例法は民事訴訟の規定を準用しておりますため、誰でも債権届出に記載された消費者の情報を閲覧できるというのが原則になっており、閲覧制限の申立てを個別に申し立てる必要があるということになっております。

これについて、消費者のアンケート結果ですとか、あとは団体へのヒアリング内容を通じてその懸念が示されているところであり、より良い制度が作れないかというのが今回の問題提起でございます。

次に29ページを御覧いただきたいのですけれども、「確定した対象債権にかかる金銭の支払方法」ということで、現行の特例法では、二段階目の手続が終わった後にどうやって金銭の支払いがされるべきか、ということを特に決めておりませんで、その方法としては、団体が事業者からお金を受け取った上で消費者に分配する方法ですとか、あとは事業者が直接消費者に支払う方法ですとか、いろいろ考えられるところではあるのですけれども、こと、団体が一旦お金を受け取って消費者に支払う方法については、ここの下に掲げているような問題点が指摘されているところであります。

以上を踏まえた上で、今回御議論いただきたい事項を最後に30ページに掲げているのですが、まず「債権届出書に記載された消費者の情報の取扱い」について、事件記録の閲覧制度の在り方についてどのように考えるかということを御議論いただければと思います。

次に、今、申し上げた「確定した対象債権にかかる金銭の支払方法」については、その在り方についてどのように考えるべきかということを御議論いただければと思います。

最後に③としては、今までの述べてさせていただいたもののほかに、実効性、効率性及び利便性を高める方策として検討すべきところがあれば、その点も幅広く御指摘いただければと思います。

以上でございます。

○伊藤課長補佐

続きまして、資料3になりますが、「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」ということで、前回、それから第2回のときに、制度がうまく回るためには情報面、財政面からの支援も必要ということで御議論いただきましたが、残るものとして、実際に現場での労力、人の負担について、それ自体が提訴活動のリスクにもなりますので、事務負担に焦点を当てて今回挙げてみたいと思います。

それでは、2ページです。2ページの上にあります図は、いつも出てきますフ

ローでございますが、まずこれらの活動をする前提として特定適格消費者団体は内閣総理大臣から特定の認定を受ける必要があります。右下にありますように、特定の認定を受けるため、または3年経つと更新をする必要があるため、それに伴う事務負担としまして、申請として様々な添付書類で活動の実態を御報告いただくほか、更新をする。それから、変更がありましたら随時届け出ていただく。そして、事業年度ごとに定例の報告、そして個別事案があるたびにほかの団体や内閣総理大臣に御報告していただくという形で、それ相応の事務負担が現状ではもちろん生じているわけでございます。

それから、実際の被害回復裁判手続に関しても当然負担は生じます。個別の事案につきまして、左下にありますように、第一段階の手続では基本的には差止請求と同じような事務負担が考えられます。団体として意思決定をしていく過程で当然のように負担があります。そして、第二段階になりますと個別の消費者ということで数百人規模の消費者に対して従前御説明させていただいてますとおり通知・公告、説明、それから契約を締結し、授権した消費者に個別のプロセスごとに意思を確認している。それで、最終的には今ありましたように回収金を対象消費者に支払うというような負担が生じております。

3 ページです。これは、第1回のときにお出ししました資料ですが、団体の活動に対する支援として消費者庁として実施してきたものです。今回は、特に団体としての事務負担に焦点を当てたものがオレンジ色のところになります。

4 ページは、昨今我々が取り組んでいる団体の事務負担軽減に向けた支援の一例でございます。差止請求を含め、被害回復訴訟に注力することを可能とするため、変更届のオンライン化を実現するために団体間の連絡掲示板システムを改修しましたり、添付する署名、押印を廃止することで、オンラインでも更新、変更ができるようにしたところでございます。

5 ページは、第2回検討会での団体からのヒアリング内容です。皆様のお声としましては、前段にありますように、認定を受けてから事務負担の量が格段に増えている、それから、人手のほうも負担が増えていますという御指摘がありました。

それから、後段ですが、個別事案での事務負担として、特に第二段階を念頭に置かれて、今後その過大なコストですとか負担がかかるだろうということを想定して、提訴を躊躇するというお声がありました。

それから、実際の通知事項について、記載を求めている事項が多いので減らせないかというお声もありました。

それから、説明事項についても同様でした。

最後に、支払いの仕方について、もう少し低コストな手法でできないかというお声がありました。

6、7 ページは、第2回でお出した資料のうち、事務負担について参考になるものを再掲しているものでございます。

8 ページですが、したがって検討事項として1つ目ですが、まず個別事案での事務負担ということで、第二段階の手続に関する事務負担の在り方についてどのように考えるかということをお議論いただければありがたいと思います。

1つ目は対象消費者への通知ということで、これは先ほどの説明、資料1とも連動いたしますが、数百人規模に対して通知内容をたくさん送ることで事務負担があるということについてどう考えるか、同じことが説明についても言えます。

それから、授権した対象消費者への意思確認ということで、第一段階の手続で損害として確認された団体の費用・報酬の額について、簡易確定手続で事業者側から否認されたときに、これも一種の認否を争う旨の申出なので、個別の消費者に意思確認をされるということがあった際に、個別の消費者の債権額は当然あるものの、共通事項であるような費用・報酬についても数百人に個別に意思確認を取る必要があるべきかどうかというところをお懸念されている声がありましたので、これについてどう考えるかということをお掲載しております。

②としましては、これら諸々の手続、やり取りをもうちょっと負担軽減できないかということで、消費者と団体の間の手続のIT化についてどのように考えるかということをお挙げております。

③は、その他を含め、もし何かあれば御指摘いただければと思います。

2番目は「特定認定・更新等に関する事務負担」ということで、④のところにありますのは冒頭申しましたが、今の特定認定というものは3年で期間を迎えるので、3年ごとに更新することについて適格消費者団体は今6年の更新でよいので、これについてどう考えるかということでございます。

⑥につきましては、現在の特定認定の更新基準、基本的には差止請求をベースに置いておりますので、被害回復関係業務について基準として判断するかどうか、すべきではないかということについて挙げているものです。

残りは参考条文ですので、御参考にいただければと思います。

事務局の説明は、以上です。よろしく申し上げます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明全体につきまして、中座の御予定である河野委員及び後藤委員から、まず全体についての御発言があればお願いしたいと思います。

河野委員、いかがでしょうか。

○河野委員

所用で途中退室となるために、一括での発言をお許しいただきまして感謝申し上げます。

今回の検討項目について、順に意見を申し上げます。

まず資料1、10ページの「対象消費者への情報提供の在り方」の1つ目、「授權を促すために提供すべき情報の内容」についてでございますけれども、その通知すべき事項は最低限のものに削減し、参加する権利があることをシンプルに伝え、ガイドラインで定められている事項については、その後で、事案の性質や消費者の属性等にもよると思いますけれども、スマホやパソコン端末等、分かりやすいアクセス手段を用意して簡便に周知する方法を検討すべきではないかと思います。

次に、2番目の実効的な情報提供のための各主体の役割についてですが、団体・事業者に加えて、対象消費者が被害相談を行う入口となる188と連動した各地の消費生活センター、それから国民生活センター、さらに消費者庁のトップページでの呼び掛けを行ってほしいと思っています。

例えば、今はリコール情報の集約バナーがございますけれども、消費者裁判のバナーをそれぞれに貼っていただいて、進行中の訴訟案件があれば、その進捗状況をすぐに確認できるような仕組みとか、登録者には訴訟の進行状況がプッシュ情報として届く仕組みなど、被害回復への道筋がより明確に、かつ短縮できるような工夫が必要だと考えています。

次に、3番目の「情報提供の実効性確保のための課題」についてですけれども、まず事業者において共通事務確認訴訟の訴訟提起前に対象消費者名簿を保全する何か特別の手続を設けることについて御検討をお願いできないかと考えています。

それで、ここはなかなか難しいところだと思いますので、その上で共通義務確認後に公告を行う現在の方法が、自分の被害を認識して訴訟の行方を注視していた対象消費者にはマッチする方法であると思いますが、訴訟を知らなかったり、自らの被害を諦めている消費者にとっては、二段階目になって初めて授權のための公告が行われても、自分に関係あることと気付かずに見過ごしてしまったり、よく分からないために授權の手続を回避してしまったりという状況に陥るのではないかと思います。

現状のような事業者のホームページでの情報開示、それから団体のホームページでの公告だけでは明らかに不足であって、先ほど提案させていただきましたように常設のバナー、または対象消費者が簡便にアクセスできる、この指と

まれプラットフォームのような仕組みを用意して、心当たりのある消費者が必要なときにすぐにリーチできる体制を構築してほしいと考えます。

また、公告費用については共通義務確認後に、相手方事業者が対象消費者の連絡先情報を保管していないために通知が困難となり、広く宣伝をする必要がある場合においては、裁判所の認める範囲で事業者の方にその宣伝費用を負担していただくような制度を検討いただければと思っております。

続きまして、資料2についてでございます。資料2の6ページに関してですが、「情報取得手段について」ですが、法律の目的は消費者の金銭的な被害回復であるところ、訴訟前の検討において被害回復に直結する相手方事業者の財産状況の把握が困難であることが、やはり一番の課題であると考えられます。

そこで、共通義務確認訴訟に勝訴し、第二段階に進むときに、相手方の資力に関する確認ができるような手段を整備していただきたいと思います。

また、共通義務確認訴訟の存否にかかわる情報については、他の訴訟案件等で既に明らかになっている情報があれば、積極的に開示、活用できるような方策も整備していただければと思えます。

続きまして、資料2の18ページの「検討課題」でございます。時効の完成猶予・更新の規律についてですが、法律的な解釈から考えますと、事務局で整理してくださっている考え方に異論はございません。

では、消費者裁判において丁寧に消費者の権利を保全したとして、自ら裁判を起こそうとする消費者がどれだけいるのかと考えますと、実質的な効果への期待は大きくないというふうに考えます。

次に、資料2の25ページの「検討課題」でございます。簡易確定手続開始の申立義務、通知義務免除について、対象消費者の立場からは、被害回復に至らない、つまり金銭的な回復が望めないと判明した場合には恩恵は少ないですし、同様に団体にとっても手続を遂行することは不可となると思いますので、免除という判断はあり得ると思います。この課題は、訴訟提起の検討の際に相手方の資力が不十分と想定できるときには訴訟回避につながることもあるところから、この案件を検討する場合には、制度全般のバランスを勘案して判断することが大事ではないかと受け止めています。

次に、資料2の30ページでございます。「債権届出書に記載された消費者の情報の取扱い」について、事件記録の閲覧制度そのものは問題ないと考えておりますけれども、これに加わる消費者の立場からしますと、個人情報提供への不安から授權を控えたり、被害者の住所氏名一覧がカモリストとして悪用につながらないような対応が必要ではないかと考えています。

金銭の支払方法については、団体側の作業軽減のために事業者側に委ねる方

法も考えられますが、では確実に支払われるかどうかという実効性に不安が残るところでございます。

恐れ入ります。最後になりますが、続いて資料3の8ページ、環境整備についてでございます。

まず「被害回復裁判手続に関する事務負担」については、現状の仕組みを変えずに財源補助で人員等の手当てを行う方法、または現状の仕組みを補完する技術等の導入で仕事量を軽減する方法など、いろいろな手法が考えられると思っています。私は、資料1の課題でお伝えしたように、訴訟提起時から対象消費者に、あなたのことですよと自覚してもらえよう、または授權手続にも消費者自らが自発的に参加していただけるような環境整備を考えるべきで、そのためにはIT化も手段の一つとして実現に向けた検討を進めていただければと考えております。

対象案件が少ないため、現状では費用対効果が見通せないこと、それから被害者の属性等も考えると消極的になりがちかもしれませんが、時代や環境変化を考えますと、スマホやパソコン端末等からのアクセスなど、デジタル技術を活用して事務負担の軽減を図る検討をすべきかと思います。

最後に、特定認定・更新に関しましては、現在の3年間という期間の延長と、訴訟外における被害回復も含めて、被害回復案件に関する実績を要件として加えることを検討していただければと考えております。

大変長くなりました。本日の検討課題への私からの意見は、以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○山本座長

河野委員、ありがとうございました。大変包括的な御発言をいただけたかと思えます。

それでは、引き続きまして後藤委員からも全体について御発言をいただければと思います。

○後藤委員

私のほうからは、はじめに資料1の「対象消費者への情報提供の在り方」に関する効果的な通知・公告の方法について御発言させていただきます。

通知・公告の方法について、どのようなやり方が効果的であるのかは事案によって大きく異なると考えております。既に訴訟がある程度進行している東京医大の事例から見ますと、事業者から消費者への情報が提供される場合であれば、直接消費者に通知をする方法が最も効果的であるとは考えておりますが、その一方で、消費者の情報が存在しない場合については、情報発信の手法が多

様化している今日ではどのような公告をしたところで効果は限定的になってしまうのではないかと考えております。

事業者がプレス発表等をしたところで、よほどニュースバリューのある事案でなければ大きく取り上げられるということはないと思われますし、事業者に対し、多額の費用をかけて公告を打つような負担を強いるということについて合理性はあまりないのではないかと考えられます。

現状、通知・公告まで進展している訴訟は1件であることから、今後事例が増えることにより、効果的な方法も明らかになってくるのではないかと考えておりますので、現状、事例が非常に少ない中で、その事例1件で全体を推し量るというのはかなり難しいのではないかと考えております。

続きまして、2つ目の検討事項の情報提供の実効性の確保についてですが、3.の③の通知・公告に関する費用負担の問題について発言をさせていただきたいと思います。通知・公告の費用の負担については制度創設時の専門調査会でも意見が分かれたところでありますが、消費者庁のQ&Aにまとめられているとおり、訴訟の準備のための費用であり、また、通知・公告の方法について特定適格消費者団体に委ねられているものであるため、特定適格消費者団体が負担をすべきであるというふうになっているかと思っております。特定適格消費者団体は通知・公告を効果的に実施し、多くの消費者の授権を得ることにより消費者の費用負担を少なく、または団体の収入の確保につながるため様々な工夫をしていただきながら通知・公告を実施していただきたいと、そのように思っております。

続きまして、資料2「実効性、効率性及び利便性を高める方策」の6ページに記載の、特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方として、特定適格消費者団体に対する情報の提供について検討事項に挙げられているものに関して申し上げます。こういった種類の情報がどの程度必要性を持って必要なのか、もう少し明らかにしていただければと思っております。特に悪質な事業者の財産情報が念頭にあるのではないかと考えられますけれども、給与ファクタリング訴訟の事例のように、悪質事業者の詳細については刑事事件にでも発展しない限り、なかなか有益な情報は取得できないと思っております。

特定適格消費者団体に事業者の情報等を提供することについては、消費者契約法に関する検討会でも別の観点で議論が行われていますが、事業者からすると、営業秘密に関する情報の提供については慎重にならざるを得ないと思っております。特定適格消費者団体及びその構成員が守秘義務を負っていることを理解はしておりますけれども、事業者の営業秘密は一旦流出すれば回復が不可能なため、事例を基に提出の必要性和営業秘密とのバランスを勘案して検討すべきではないかと考えております。

続きまして、資料3に関してでありますけれども、「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」のうち、特に団体の事務負担の軽減について少しお話をさせていただきたいと思います。

特定適格消費者団体のヒアリング内容を見ますと、事務負担が重いというよりは、そもそもの人員及びそれを支える財政基盤の不足という印象を受けております。また、本制度については先ほど来申し上げておりますように事例が非常に少ないということもございますし、事務負担、それから費用負担について何が適切であるのかという判断は、この少ない事例をもって判断することは難しいのではないかと考えております。前回も申し上げましたが、本制度に係る適格消費者団体間や消費生活センターとの連携、情報共有などの仕組みの整備を含めて、消費者被害救済のための全体的な体制整備を議論する必要があるのではないかと考えております。その前提で、できることは全て俎上に載せて検討すべきであると考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。全体的な観点からお話をいただけたかと思います。

なお、河野委員及び後藤委員におかれましては、お時間が許す範囲内で引き続き御発言があればお願いできればと思います。

それでは、ここからは通常どおり質疑応答、意見交換を進めたいと思います。前回同様、各委員に一通り意見を述べていただくだけでなく、それぞれの御意見に対する御質問や御意見を充実させることで委員間の議論を深めていきたいと考えておりますので、恐縮ですが、御発言1回当たりおおむね2分程度を目途としていただき、他の委員の御意見を踏まえてさらなる御意見の発表も積極的にいただきますようお願いいたします。

ここからは論点ごとに区切って行いたいと思いますので、まず資料1の「対象消費者への情報提供の在り方」について御意見をいただきたいと思います。御意見がおありの委員はどなたからでも結構ですので、挙手機能をお使いいただいて御発言をお知らせいただければと思います。

それでは、大高委員お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。おはようございます。

まず「対象消費者への情報提供の在り方」の基本的なところの考え方について申し上げたいと思います。資料にまとめていただいておりますように、二段階目の手続を実効化するためには、やはり対象消費者に現実には手続参加をしても

らわないと始まらないわけですので、その点で参加の判断に必要な情報が適切なタイミングで伝わるようにするというのが大変重要だと思っております。

ただ、団体のヒアリングでも指摘されておりますし、先ほど河野委員からもございましたけれども、どのタイミングでどの程度の内容の情報を伝えるのが望ましいのかについては、やはり改めて検討が必要ではないかと思っております。

現在は、対象消費者に対する最初のコンタクトであるところの通知・公告において、いわば授權判断に必要な情報をフルパッケージで提供することを基本にしているのではないかというふうに理解をしておりますけれども、果たして全てのケースでそれが本当に適切なのかということについてはやはり疑問があるのではないかと思います。

消費者の中には、過大な情報をいきなり提供されたりすると理解ができないであるとか、時間がないとか、その時点で諦めて放置をしてしまうという消費者もやはり一定数いるように思っております。最初の段階では、むしろ消費者自身が対象消費者になった可能性があるということと、それについて何らかのアクションを取る必要があるんだよということを認識してもらうことに注力をするという方向性も十分あり得るのではないかと。それによって、必要に応じて情報を取れるようにするという方向性もあってもいいのではないかと思います。

それで、各主体の役割について申し上げますと、現在の特例法の仕組みでは第二段階というのは特定適格消費者団体が主体となって手続を動かしていくという仕組みでございますので、その関係で特定適格消費者団体がそういった通知・公告等の主たる責任を負うという立てつけになっていることは一定やむを得ないのかなと思っておるのですが、その他の主体の役割があくまでも補助的なものにとどまるのかということについては少し考えなければいけないと思っています。

というのは、特定適格消費者団体に十分な人的、財政的なリソースがない場合は、結果として十分な情報提供がなされないということで終わってしまうおそれがあるという欠点がありまして、先ほど後藤委員からも御指摘があったように、団体のヒアリングからしますと、現状そのような傾向がないとは言えないと思っております。

考える方向性としては、後藤委員もおっしゃったように、まずは団体の支援を考えるべきではないかということももちろんありますし、これは大事だと思いますけれども、併せてやはり今、補助的な役割にとどまっている行政とか、事業者による情報提供というものをもう少し積極的に位置付けていくべきではないかと思うというところであります。

ちょっと長くなりますが、各論のほうも申し上げてよろしいでしょうか。そ

の課題のところですが。

○山本座長

どうぞ。

○大高委員

まず3.の運用上の課題の手当てでございます。通知・公告費用の負担でございますけれども、これが一定の課題になっているというのは理解できる場所です。一般的に見れば、費用をかければ基本的には授權率が上がってくるのではないかということは傾向として考えられる場所ですので、団体の負担を軽くする、費用を安くするということは必ずしもいいことではないと思いますので、悩ましい場所だと思っております。

通知・公告費用を誰が負担するかということについては、先ほど後藤委員からもございましたように立法時にも議論がありまして、いろいろな結果、今のようない仕組みになっているわけですが、私としては、ここは以前から弁護士会からも申し上げておりますが、第二段階での通知・公告というのはあくまでも事業者の支払い義務が抽象的にせよ確定した段階での手続でありますので、事業者のほうにこれを御負担いただいても必ずしも不当とは言えないのではないかと思っている場所です。この点は、改めて指摘はしておきたいと思っております。

ただ、現行法の枠組みの中で考えるといたしましても、事業者による公表義務というのはもう少し積極的に情報提供の主たる手段として、一つとして位置付けてもいいのではないかと思っております。現行法では単なる公表義務的な規定の仕方をされておりますけれども、事業者の対応いかんによっては、情報提供の手段としては本当に形式的なものにとどまってしまう場所がありまして、これをもう少し積極的に位置付けたいと思っております。

取り分け、資料1の6ページに挙げられておりますように、医学部の入試の事件にありますように、訴訟になった案件では対象消費者の名簿が破棄された関係で個別の通知ができなかったこともあり、返金率というのは非常に低いものにとどまりましたけれども、逆に訴訟外で解決された事案では、事業者のほうから個別通知がなされた結果、非常に高い返金率の実現をしているという実例はございます。この点で、やはり事業者がどのように情報提供に関わっていくかによって、第二段階の実効性の高低といえますか、その辺りが大きく影響を受けるということはこの少ない事例の中からも明らかではないかと思っておりますので、事業者の公表の手段として知れたる対象消費者については個別に情報提供するとか、もしくは特定適格消費者団体の通知・公告に事業者にも

協力をする義務を課する、例えば、特定適格消費者団体からの通知を事業者を通じて送るとか、そういった方法は考えられてもよいのではないかと思います。

最後に、対象消費者に関する情報の開示ですね。事業者からの開示義務の実効化については、これは大変重要な問題だと思っております。簡単に、廃棄したということだけで免れるようでは、逆に誠実な事業者が損をすることになりかねませんので、この点はきちんと対応する必要があると思っております。

1つの方法としては、事業者側が情報を出せなかったときは、通知・公告費用の負担をそのときに限りお願いするとか、もしくは例えば問題となった取引がクレジットカード等によってなされている場合は、クレジットカード会社に取引履歴の形で対象消費者の情報が残っている可能性もありますので、補充的に第三者に対する情報開示要請ができるようにするとか、そういった方法も考えられると思いますので、御検討いただければと思います。

以上、長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大屋委員お願いいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。

まず、大づかみなことを申しますと、我々のほうではというか、情報社会論のほうでは、メディアを大きくプッシュ型とプル型に分けて議論をいたします。

プッシュ型というのは向こうから勝手に送りつけてくるものであって、古典的にはテレビとかラジオ、あるいは購読する場合には新聞がそうですし、プル型というのはこちらがあえて関心を持って見に行かないと見られないようなものである。例えば、ウェブサイトというのはこういうもので、あらかじめ関心がある人に対してしか情報が届かないような構造になっているというものです。

その一方で、プル型については当事者が関心があるので長いものでも読んでもらえるし、送りつけるわけではないので費用がかからず、分量が幾ら多くても構わない。プッシュ型は、長いものを送ろうとすればするほどお金がかかっていくし、かつ読まなくなっていく。押しつけられた情報なので、その情報に対するコンプライアンスというか、関心度が低く、長ければ長いほど見なくなっていくという傾向が想定されているわけです。

このことを考えますと、まず1つ目の話として通知と公告の切り分けとして、通知する内容というのはできるだけ短く簡便で必要なものに限ったほうがよろしいであろう。その一方で、公告の内容については充実させていくことが望ま

しいと言えるだろうと思います。

それから、大高委員のおっしゃったことと結構重なるのですけれども、医学部入学試験問題についてはそもそも届け先の情報が破棄されていたケースなので、こういうものがあるとプッシュ型の通知の送りようがないですから、これはこの検討会のスコープを外れるものかもしれませんが、事業者における情報保存義務などの問題としてまず捉える必要がある。その上で、そういうものが破棄されていた場合に限っては、事業者に通知が困難になることの負担を転嫁してもよいのではないかという大高委員の御意見については非常に私も今、聞いて納得するところがあったということをつけ加えて申し上げたいと思います。

もう一つ、これも大高委員のおっしゃったことと同じですが、現在の取引においては、特にプラットフォームの役割が非常に大きくなってきています。私も先日、プラットフォーム事業者から、おまえが何年か前に買った製品にリコールが出たというメールをいただいたのですが、要するに私が何を買ったかということが、手元にずっと残っておる。例えば、大学の入学試験の試験料などについてもクレジットカード決済であるケースは結構増えておりますので、これもプラットフォーム事業者に対して情報提供の協力を依頼することはできるとか、ある程度の義務を課するといったようなことは考慮していいのではないかと思います。

もう一つです。先ほどプッシュ型の通知の話をしていました。それで、最近もう一つ問題になっているのは通知疲れと申しますか、プッシュ型の連絡がやたらときて、しかもその中にはフィッシングであるとか、詐欺商法であるとか、そういうものも含まれているわけです。その中で、何が正しい数字なのかということを確認する、判断することが個々の消費者、情報の利用者にとって極めて困難になってきています。

行政、あるいはメディアのやるべき機能として一番重要なのは、実はこの点にあると思っておりまして、これはかなり長期的な話としてお聞きいただきたいのですけれども、例えばマイナポータルからの通知であれば、これは政府が一応正しいということを認めておるのだなということをごちんとしては確認できるわけです。したがって、政府が認証したルートからの通知という形で消費者にお知らせができるような、そういう公証の仕組みを考えていくことはできないか。あるいは、メディアがこういうことが起きていますよ、だから多分あなたのところにその関係で来た通知は本物ですよという判断材料が提供できるように、行政庁からメディアに対する効果的、効率的な情報発信の在り方を考えることで、その通知をサポートしてもらえそうな報道がなされるルートを開拓すべきではないかということをお話を聞いていて思いました。

私からは、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにございますか。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

今、大屋委員がおっしゃった点について私も気になっているところがございまして、この情報の話は、いかに消費者に情報を届けるかということとともに、届けただけでは済まないというか、それを踏まえてアクションを起こしたいという人がアクションを起こせるための情報提供です。そういう点からしますと、例えば消費者が通知を受けたときに、一体これは何の通知で、信頼していいのか、という信頼性の確保ということが非常に重要ではないかと思われるところです。

このことは制度自体の周知ですとか、あるいは理解というものを深めるということとも関係してくるわけなのですけれども、圧倒的な信頼をもって消費者団体が社会的に認知されているという状況では必ずしもない中で考えると、その信頼性をいかに確保していくかということも大事ではないかと思われまして、その点から事業者ですとか行政の補完的な役割というものが考えられるのではないかと考えております。

それで、事業者にも幾つかのタイプがありますけれども、悪質でない正常なといいますか、そういう事業者であれば、消費者からすれば、その事業者から何か連絡が来るというのは、それはあり得ることですし、内容も納得できるのですけれども、何も知らない、どういう団体かも分からないところからいきなり通知がきたとなると、信じてもいいのか、ととまどうことになります。それを補完するという点で、例えば事業者の協力を得る、これは大高委員が具体的な手法を幾つか挙げてくださったと思います。

それから、河野委員から消費者庁のバナーのお話が出まして、なるほどと思ったところなのですけれども、例えば通知の中に詳細はこういうところに書かれていますのでこれも参照してくださいということで、消費者庁のウェブサイトにいけばそれが出てくるとか、あるいは各種の消費者相談のところでそういったことが出てくるといことであれば、そういった補完ということも考えられるし、必要になるのではないかと考えております。

それで、現在ではあまり現実的な問題ではないのですけれども、この制度が非常に普及していったような場合は、逆に、悪徳な手口、例えば、「こういうこ

とで権利行使ができます、についてはこちらに」というので一定の手数料を取るとか、全然関係ない団体の名前を名乗って、というようなことも考えられなくはないように思いますので、今の信頼性確保というのがとても大事ではないかと思ったところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、木村委員お願いいたします。

○木村委員

前回も申し上げましたが、本検討会の日程は極めてタイトですし、1回の会議で検討する論点もかなり多数に及んでいます。時間の関係で発言し切れないものもございますので、追って当方から意見を出させていただくという可能性があることは御承知おきいただければと思います。

その上で資料1にまいりますけれども、6ページのヒアリング内容に関する話で、我が国の個人情報保護法制では不必要な個人情報は持たないということが大原則になっております。事業者は法律や個人情報保護ガイドラインに基づきまして、どれくらいの期間、何を保持するかということを決めていると理解しております。

もし訴訟に係属している間は個人情報の保管が義務付けられるということになりますと、事業者は保持する必要があるかどうか分からない個人情報を漏洩するリスクを負いながら保持するということになってしまうと思っております。

訴えが提起されているといいましても、それ自体、不適法なもの、要は訴訟要件を満たさないもの等として却下される可能性があるということを考えますと、審理中の段階でそこまでの負担を負わせるべきではないと考えています。

あとは、資料の10ページのほうにまいりますと、3番で運用上生じている課題についての手当てということで幾つか論点が挙がっております。

二段階目の手続のための通知・公告の費用についての議論がございましたけれども、この費用というものは法律上の訴訟費用ではないという整理と理解しておりますので、いかに特例法と申し上げましても、被告となる事業者が訴訟費用ではないものを負担する理由はないのではないかと考えております。

これまでの議論では、こういった費用を事業者側に負担させるという案もあるのかなというふうに聞いておりましたけれども、特定適格消費者団体におかれまして果たして適切な方法で通知・公告というものがなされていくのか。これを事業者側が検証できないままに費用を負担するということはできないと考

えます。

百歩譲ってと申しますか、費用を事業者が負担できるといたしましても、それは団体と事業者の間に合意が成立したときしかあり得ないと考えますし、その場合、方法というものを事業者側のほうで考えさせていただくということになるのが当然だろうと思います。

最後に、マスコミを通じた公表について効果があるというような御意見もあったかと思いますが、自主的に公表して報道してもらうということは当然、今でもありますし、それはそれで必要に応じてあるべきことという認識はございます。

しかし、コストをかけて広告を、アドバタイズメントを出すということにつきましては、結局、通知・公告費用を事業者に転嫁するということと同意義だと考えられますし、その効果についても先ほど後藤委員がおっしゃったように疑問がありますので、法で強制するべきものではないと考えております。

○山本座長

ありがとうございます。最初にお話しいただいた点はそのとおりだと思いますので、ここではかなり時間に制約があることは確かですので、各委員におかれては言い切れなかった点、補充すべき点等があれば、期日間に事務局のほうにお寄せをいただければ、適宜その後の議論に反映をして入れさせていただくことは当然可能ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、垣内委員お願いいたします。

○垣内委員

垣内でございます。私から、大きく2点意見を申し上げたいと思います。

1点目ですけれども、10ページの検討事項という点で申しますと、3の①の「情報開示の実効性確保」というところに関わるのかもしれませんが、東京医大の例でもありましたように、既に届出消費者、本来であれば届出消費者になるべき者についての情報は廃棄されているというような場合には通知等はできないという問題がある。これは、非常に大きな問題ではないかと考えております。

ヒアリングでも、証拠保全について検討したけれどもというお話もあったところで、しかし、現行法上の証拠保全が想定している場合に当たるのかというところが懸案というか、不明確なところがあるということが一つの課題となっているというような認識をしております。

そうした観点から考えまして、一般的な形で情報の、義務付けということも議論としてはあり得るかもしれませんが、そこは範囲等についてかなり

議論が分かれるところなのだろうと思います。

証拠保全そのものとは別個に何か制度を整備するといったしますと、例えば現在、団体は仮差押えの申立てが認められているというようなことがありますけれども、権利の実現のために消費者についての情報というものの開示がされるということは非常に重要なことでありまして、実際に共通義務確認訴訟が認められた場合には、団体の側でも持っていれば情報を開示する義務、事業者の側でも団体に情報を開示する義務を負うということは既に規定されていますので、そうした義務の実効性を確保するための一定の保全処分的なものも申立てを可能にするといったような規定の整備をするということはある話なのではないか。

もちろん、先ほども御指摘がありましたけれども、およそ勝訴の見込みがない、主張が通る見込みのような濫用的なものについては、これは裁判所の判断で認めないということになるんだと思いますけれども、そういった制度について検討する余地というのはあるのではないかと考えております。

それから2点目ですけれども、これは通知・公告の費用負担の在り方に関するお話で、この点は既に複数の委員の先生方から御指摘がありましたように、立法の段階で一定の議論があって、一応現行法のような形で落ち着いているところではありますが、やはりこれも既に指摘があったところですので、共通義務そのものは確認されているという段階で、しかも現行法上、その場合には簡易確定手続の申立義務が課されているということですし、それに伴って通知・公告も必要になってくるというものでありますので、その費用を団体、ひいては消費者側が全て負担すべきものと考えているのかどうかというのは、なお議論の余地のあるところではないかと感じております。

この問題につきまして考える際に2つの問題と申しますか、アプローチを区別する必要があるように思われます。

1つは、そもそも実体法上の問題としてその種の費用を誰が負担すべきなのかということで、もう一つは手続費用としてそうした費用を位置付けることができるかどうかという問題になるだろうと思います。

双方についていろいろ検討すべき問題はあるかと思いますが、仮に手続費用として位置付けることが難しいというようなことであつたとしても、例えば現在、弁護士費用等について一定の損害賠償請求訴訟の場合にはこれを損害として認めて、結果として義務者の側に負担させるというような取扱いも認められているところで、公告・通知の具体的な方法ですとか費用というのはかなり一義的に明確なものではないところがあるというのは既に御指摘のあるところですので、弁護士費用等についても若干似たところもあるのかなと思われるところで、そうした実態的なアプローチで費用負担をさせるこ

とができるのかどうかというようになところも視野に入れて、全体として何か合理的な線引きが改めてできないかどうかということは、なお考えてもいい論点なのかなと考えているところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

飯田委員、お願いします。

○飯田委員

飯田です。どうもありがとうございました。

スライドの10ページ目の「検討事項」におおむね沿った形で発言させていただきたいと思います。

1つ目は「対象消費者に対する情報提供の在り方」についてですけれども、若干気になっていましたのは、この情報提供の在り方についてどの程度ルールとして決めておくのがいいのかという点です。事案によって異なるので指針くらいにとどめておくほうがいい気もいたしまして、何が実際に効果的なのかというのは恐らく事案によって異なると思います。この点は後藤委員の御意見と似ているのですけれども、ただ、消費者に関する情報がない場合に、果たして効果が限定的なのか、そこは疑問を持っています、方法はまだいろいろあり得るのではないかと考えています。それで、その在り方についてどのくらいルールとして決めておくのか、そこが気になっているという点が1つです。

他方で、通知・公告をどの主体が担うべきなのかということはルールとして決めておくべきなのだろうと思います。通知・公告に関しましては、特定適格消費者団体だけに負担させるというのはちょっと難しいと思います。行政機関、あるいは事業者も一定の役割を担うという方向で検討するのがいいのではないかと考えています。最低限、通知・公告の際に情報を発信する主体として名前を出すというのはできるのではないかと考えておりまして、事業者及び行政機関を通じて通知をするというのは信頼性を確保するという意味でも有効だと思います。この点は、沖野委員と同じ趣旨ということになろうかと思います。

次ですが、下の3の辺りの「情報提供の実効性確保に関する問題」についてなのですが、これについては情報を保存するインセンティブと情報を出すインセンティブ、一応別のものとして両方を考える必要があるのではないかと考えております。この点で、情報を保存しているかどうか、あるいは情報を出したかどうかに応じてその費用負担を調整するということは考えられるのではな

いかと思います。これは、大高委員の御発言と同じということになります。

ただ、これは事案によるのかもしれませんが、通知負担というのは通常それほど大きくないのではないかという気がします。ですので、事業者にとってはもしかすると強いインセンティブにはならないかもしれないという懸念はあります。

保存義務を課すということも一つの案ではあるのですが、情報を保存するインセンティブについては個人情報保護と整合しない場合もあるかもしれませんので、そこは気を付けるべき点かなと思っています。

私からは、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。大体、意見は出尽くしたと理解してよろしいですか。

木村委員お願いします。

○木村委員

大屋委員からプラットフォームが持つ情報について御言及がありましたが、事案によりけりなのではないかなと思っています。プラットフォームにおいても持っている情報には当然限界がありますし、保管している期間というものも必ずしも長いものではないと思います。プラットフォームの役割に期待をされるというのは、今の経済社会の実態から言うとそういった声があることは理解しつつも、どれぐらい実効性があるのかということを踏まえて制度面への反映を検討したほうがよろしいかと思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

大高委員お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。2度目ですので、簡単に。

事業者側の委員の方から、費用負担とか通知・公告の義務とかの関係でかなり慎重な意見が出るというのは予想していたところなのですが、お話を伺っていて思ったのは、これは私の理解なので間違えていたら申し訳ないのですが、恐らく事業者側からすれば自らの立場として、例えば被害回復を積極的

にしなければレピュテーションが害されるとか、そういった場合はしっかりと自分から対応するはずだ、と。

例えば、通知・公告に関しても、恐らく事業者のほう積極的にやったほうがいい、それがレピュテーション回復とか、その他もろもろのビジネス上の判断から適切だ、というようなケースも、もちろん自主的にやるんだから、ミニマムルールとして義務として課されるのに関しては非常に抵抗がある、と、そういうことなのではないかと理解をしております。

そういう意味では、先ほど紹介した大学入試の不正事件で、個人情報破棄した、というのは、ルールにのっとってですが、恐らく破棄したことが発覚したときには一定のレピュテーションは害されるということはある程度、想定の上でされたんじゃないかと想像するわけですが、それも含めて事業者側の判断に委ねてほしいということではないかというふうに理解をいたします。

逆にいうと、今のような法の建て付けになっているからこそ、破棄をしてもいいんじゃないか、保存よりも破棄を優先しようという判断が出てくるところがあるのかなと思っていまして、抽象的にはもう少し事業者のほうに責務があるんだということが明確になれば、やはり事業者側としてもここはきちんとやったほうがいいよねという判断を促す方向に働くのではないかと思いますので、事業者側のおっしゃることも理解はしつつ、もう少し事業者側の役割というものを積極的に見ていっていいのではないかと感じたところでございます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

それでは、この情報提供の問題は大変重要な点で、論点也多岐にわたったということでありまして、その情報提供の点についてはかなり事案ごとに様々なので、ルールとしてどこまで決められるか、決めるべきかという御指摘もございましたが、御発言いただいた委員の多くは、ファーストコンタクトといいますか、大屋委員からはプッシュ型というお話がありましたが、その部分については、必要最低限の、自分が対象消費者に含まれ得ること、あるいは何らかのアクション、参加の必要、あるいは可能性があるというぐらゐの情報提供にとどめておいて、その後、様々なスマホ、パソコン、その他の方法で、必要な情報を取れるような形というのが望ましいのではないかというような御意見が多かったように思いました。

それから、役割分担の点については、現在の団体を中心とするということはどうだけれども、それ以外の主体の役割というものも重視されるべきではない

かというような御意見があったように思います。行政の役割、あるいは事業者自身の役割ですね。それは、消費者に対する通知の信頼性の確保という観点からも、そのような主体が関与するということは重要ではないかという御指摘があったかと思います。

また、第三者、特にプラットフォーマーについての御言及も複数の委員からあったかと思います。その役割に期待するという方向と、期待し過ぎるのとはどうかというような観点からの御意見もあったかと思いますが、一つの論点として出されたかと思います。

それから、情報の確保の方法、実効性確保の方法としましては、個別通知が最も効果的であるということについては恐らくあまり異論はなかったのかなと思いますけれども、特にその情報を保存させる点についての方法としては何らかの情報保存義務というようなことが考えられないか。あるいは、垣内委員からは一種の保全処分的な、裁判所が関与するような形で情報を保全させるというようなことも指摘されたかと思います。

他方、木村委員からは個人情報保護法との関係、その漏洩のリスクというものをどう考えるのかという点も指摘されたように思います。

それから、最後の費用負担の点については、立案時から議論があったところでありますけれども、基本的には訴訟費用に含まれないものとして団体の負担にするという現在の考え方が相当であるという御意見が一方であり、他方においては、既に共通義務が確定されているという観点での通知・公告の費用なので、事業者に一定の範囲で負担させるということは考えられるのではないかという御意見だったかと思います。

事業者に関に負担させるという場合についても幾つかのアイデアが示されておりまして、先ほどの情報保存と関連させて、事業者が情報を十分保存していない、そこに不備があった場合には事業者に関に負担させるということが考えられるのではないかというお話もありましたし、あるいは直接の費用負担ということではないにしても、事業者の公表の点をより重視させていく、あるいは、団体の通知を、事業者を通じて行うような形にするとか、あるいは実体法の観点から弁護士費用の敗訴者負担の問題などとも一定の関連性を持たせて検討しているのではないかと、といった、様々なアイデアといたしますか、観点が提示されたのではないかと思います。

この点、かなり充実した意見交換ができたのではないかと思いますので、もしよろしければ次の論点に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして資料2のほうに入りたいと思います。資料2は「実効性、効率性及び利便性を高める方策」ということで、かなり相互に関連性が薄いといえますか、いろいろな点が取り上げられておりますので、ここは資料の

順番で区切っていきたいと思います。

まず「特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方」についてということで、検討事項としては資料2の6ページ辺りにこういうこと、ということが書かれております。この部分についてまず御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

よろしくお願いします。

まず、こういった情報の取得が考えられるのかというところの議論が十分ではないのではないかと。後藤委員からも御指摘のあったところですが、私の思うところをまず申し上げますと、確かに制度の導入時の議論としては、情報取得に関しては特定適格消費者団体がどのように被害情報の端緒の情報を得るかということに重点を置いて議論をしていたのではないかと思います。

もちろんこれは重要な点なのですが、ただ、そのヒアリング等から見た施行後の運用状況を見る限り、むしろ被害情報を把握した後における提訴するか否かの情報ですね。提訴することが適切かどうかの情報の取得が課題になっているように思います。具体的に言うと、事業者の責任原因の有無を判断するための情報と、被害回復可能性、端的に言えば相手方事業者の財産状況等の情報かと思います。

この2つの類型の情報は、いずれも私としては適正な訴権行使のためには必要な情報だと思っておりますので、こういった情報を団体が取得しやすくするということは、結果として不適切な提訴を減らすということにもつながりますので、いずれも前向きに考えていいんじゃないかとは思っています。

ただ、この2つの類型の情報については、これを一般の消費者から得るというのはなかなか難しい。被害情報の端緒については消費者からの情報で十分だと思いますけれども、今申し上げた2つの類型の情報を一般の消費者から得るというのはなかなか難しいですので、どうしても事業者なり行政が保有する情報へのアクセスというものを考えていかなければならないのかなというふうに思います。

事業者の情報に関しては、もちろん証拠保全とか考えられると思いますが、実際にはこういった情報を事業者が持っているのかが必ずしも明らかではないところで証拠保全を積極的に使える事案というのは、なかなか限られているのではないかと考えております。そのことからすると、やはり行政が持っている情報へのアクセスというのが一つの情報として考えられるのではないかと思います。

現在は、ここにまとめていただいているように、国民生活センターとか地方自治体からの苦情、相談情報の提供を受けられるとなっておりますけれども、これはやはり被害情報の端緒を得るという観点からは大きな意義がありますが、今申し上げたとおり責任原因に関する判断等に資するかと言われると、なかなか十分ではない場面もあるように思います。

この点に関して、現在国会で審議されている特商法等の改正案において、特商法や預託法の行政処分のために行政が得た情報を特定適格消費者団体に提供することを認める規定が提案されているというふうに理解しております。

これまで行政がいろいろ行政処分等のために調査をした結果、行政自身も、これは被害回復が必要だ、しかも、それは集団的にやる必要がある、という判断ができる状況にあったとしても、民事の問題でありますのでなかなか一般的な情報提供以上のことはできないという限界があったと思うのですけれども、こういう情報を特定適格消費者団体に提供して、特定適格消費者団体から集団的な被害回復をしてもらうというのは、お互いの足らざるところを補うものとして非常に意義があるのではないかと考えております。

今回の特商法改正に関していろいろ議論のあるところではありますが、今、申し上げた規定に関しては非常に意味があると思っております。こういった規定を、今、提案されている特商法、預託法だけではなくて、例えば景表法とかといった他の消費者保護を目的とする法令でありますとか、もしくは行政機関全般に広げていくということは考えられてもいいのではないかと思います。

一方、被害回復の可能性のための情報、つまり財産関係の情報というのは確かに提訴前に得られればそれにこしたことはないわけではありますが、後藤委員もおっしゃっていたように、なかなか提訴前というのは現実的には難しい面もあるのではないかと考えております。

この点に関してはヒアリングでも少し今回の資料に出てきておりますけれども、例えば共通義務確認訴訟の確定後、第二段階に入った後については広い意味での執行手続に入ったと見て、特定適格消費者団体に財産開示手続を利用できるようにするというのも一案として考えられるのではないかと思います。そこで相手方の事業者が財産が自分がないということが分かれば、その段階で手続をやめることも可能となりますので、特定適格消費者団体が相手方事業者の資産状況を心配して提訴を断念するというのも減らしていけるのではないかと思います。この点、ご検討いただければと思います。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、ほかの御発言ございますでしょうか。いかがでしょうか。

事業者の資力の確認の問題について、最初に河野委員からその必要性について御指摘があり、大高委員からは具体的な御提案として第二段階に入ったところで財産開示等の執行法などが利用できるようにしたらどうかという御意見があり、後藤委員のほうからは秘密保持等の問題の御指摘があったかと思いますが、木村委員お願いいたします。

○木村委員

資力に関する情報の取得の方法の話がございましたので、そちらからまいりますと、悪質な事業者に対する財産開示手続にどれほどの有効性があるのか。そもそも財産の隠匿をしようと思っている人に対しては、さほど効果がないのだろうというところがまずございます。

一方で、真っ当な企業からしますと、財産開示手続によって必ずしも正当な理由なく営業秘密に類するようなものまで開示されてしまうことがないのかどうかというところに若干の懸念がございます。

それから、財産情報の話を離れまして資料2のほかの点について意見として申し上げたいと思っております。

情報取得全体についてなのですけれども、特定適格消費者団体が知りたいと考える情報の中には、どういった被害者がいるのかという消費者の個人情報や、事業者の営業秘密と言うべきものが含まれているかと考えます。したがって、個人情報保護や営業秘密の保護とのバランスというものを十分に考えていただく必要があります。

個人情報に関して申し上げますと、消費者の中にはこういった被害を受けているということですか、こういったものを買っているといったような情報を団体に知られること自体を嫌がるという方も当然いらっしゃるかと思います。そういった方の同意なく、特定適格消費者団体に更なる情報を開示していくという制度設計をするのでしたら、特定適格消費者団体が国民からそれだけの信頼を受けていることについて立法事実がなければいけないのではないかと考えます。

次に、団体が行政から情報を取得するという提案でございます。措置命令等の根拠となっている情報を取得したいというお話が出てきましたが、なぜそれを行政から直接取得しなければいけないのか、若干その理由がよく分からなかったもので、事務局から御説明をいただければと思います。

景表法に基づきます措置命令であれば消費者庁がホームページ上で根拠を公表していますので、それで十分ではないかなと思うところが1つです。

また、こういった措置命令の根拠となる事実を訴訟で事業者側が争うという

ことであれば、事業者側におきましては一段階目の訴訟で、なぜ消費者庁が措置命令を下したか、その根拠となる事実が正しくないのかというような反論をするでしょう。そして、そこで証拠が提出されますので、それを見ればいいのではないかというような考え方もあります。

また、措置命令に関する根拠情報を消費者庁、行政から団体に提供されるということになりますと、事業者が消費者庁に対して情報提供するというインセンティブがなくなってしまうのではないかとこのところも懸念されますので、そこの兼合いということもぜひ考える必要があろうかと思います。

最後に質問です。今の通常国会で特商法と預託法の改正によって消費者庁が行政処分に関して作成した書類というものを団体に提供できることになるという法案が示されているということなのですが、具体的な内容は内閣府令で定めることとしていると思います。内閣府令で定める内容はここでの議論に大きく影響してくると思いますので、イメージを教えてくださいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

消費者庁のほうに御質問があったかと思いますが、今の時点でお答えいただけるものがあればお答えいただければと思います。

○伊吹政策企画専門官

現在、国会で御審議いただいております改正法案に関しての御質問がございました。御指摘いただきましたとおり、今この消費者裁判手続特例法の改正案ということで、特定適格消費者団体の求めに応じてその団体が被害回復裁判手続を迫行するために必要な限度で消費者庁が団体に対して特定商取引法ですとか、預託法に基づく処分に関して作成した書類を提供することができることにするという案でございました。

その具体的な内容についてなのですが、木村委員が御指摘されたとおり、内閣府令で定めるものということになっておりますので、無事成立した後、この内閣府令でまた詳細を定めるということになってございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。内閣府令のイメージをというようなことの御質問もあったかと思いますが、それは恐らく法律も成立していない段階なのでまだということかと思いますが。おいおい法律等が設定してきてそういう中身も固まっ

てくれば、また同検討会でも御報告をいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、どうぞ。

○垣内委員

垣内です。

今、御紹介にありましたような特商法改正案に見られるような行政庁との情報の連携というのにはあり得る方法なのではないかと考えておりますけれども、他方で、特に財産情報についてどうかという点について考えてみますと、この点は今日お配りいただいている5ページの表では、所在等に関する情報と並んで財産情報についてピンクの空欄になっている場所が多いということで、課題が多いところなのだろうとは思っておりますけれども、かつ、財産に関する情報が得られれば非常に有用だろうと思われそうですが、なかなか早い段階で財産情報にアクセスできるような制度を設けるとするのは課題が大きいところがあるのかなと考えております。

先ほど、財産開示手続を共通義務確認訴訟の判決が確定した段階で使えるようにならないかという御提案もありまして、そういう方向もあり得るのかも申しませんが、現在の財産開示手続、あるいは第三者からの情報の取得の手続は、あくまでも債務原因が既に形成されていて強制執行をするための財産を把握するための手続ということでありまして、まだ債務名義ができていない段階でこれを使えるというのは、かなり現在の手続の性格からすると難しいところがあるのかなという感じがしております。

実質的には同種の問題というよりはこの消費者被害の回復にとどまらないお話で、一般に財産上の請求について被告側に資力がないということであれば、判決だけもらっても紙切れになってしまうというリスクは様々な訴訟であるところを、そうした別の場面で判決が確定して債務名義が出来上がる前に財産開示手続が利用できるということにはなっていないのだろうと思います。

例えば、第一審判決で勝訴判決が言い渡されたような場合でありまして、仮執行が可能な場合はともかくとしまして、そうでない限りは、だからといって、なお財産開示が使われていることではないというようなことを考えますと、なかなかハードルとしては高いところがあって難しい問題もあるのかなと思います。その辺りがクリアできるのであれば制度化ということも考えられるのかもしれないけれども、なかなか難しい点が多いと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。おおむね意見は出尽くしたと考えてよろしいでしょうか。

飯田委員、お願いします。

○飯田委員

これは御質問ということになるかと思いますが、資料の5ページ目に「現行法上の主な情報取得手段の整理」という表があって、これは非常に分かりやすいなと思ったのですが、現場に近い方から見てこれで必要な情報が尽くされているのかについて御意見を伺いたいと考えております。私は、この必要な情報の範囲があまりイメージできておりませんので、ちょっとお伺いしたいです。

あともう一点、訴訟追行に必要な情報の中で営業秘密に当たるようなものというものは実はあるのかどうか。あるとして、具体的にどういう情報なのかということについて御教示いただければと思います。

私からの質問は、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

現場に近い方に対する質問ということで、大高委員からもし御発言いただけるようでしたら。

○大高委員

申し訳ありません。ちょっと音声が悪くて、私のほうの問題だと思いますが、質問が多少聞き取りにくかったので、もう一度簡単におっしゃっていただけますか。

○飯田委員

もう一度、申し上げます。

資料2の5枚目です。「現行法上の主な情報取得手段の整理」というものを事務局の方にまとめていただいているのですが、こちらに書いてあるいろいろな情報ですね。訴訟追行に当たって必要な情報が、これで大体尽くされているものなのかということをお伺いしたいというのが1点目でございます。

○大高委員

ありがとうございます。

事案によりにけりだというところがありまして、私のイメージなのですけれども、事案によるのかなと思っております。

というのは、例えば契約条項の無効が問題になるようなもので、まさしく契約条項が例えば消費者契約法の8条ないし10条の規定に当てはまるかどうかだけであれば、場合によってはそれほど事業者内部の情報は要らない場合もある。

ただ、一方で、同じ契約条項でも、例えば今いろいろなところで問題になっていて、実体法のほうの議論でも問題になっております平均的損害の額ですね。違約金の平均的損害の額が問題になる場合では、事業者側内部の情報が分からないと、結局は当、不当というのはなかなか判断が難しいということになります。

また、先ほど少し木村委員からもあった景表法の事案であれば、確かに行政処分である措置命令では簡単な理由は書かれるんですけども、具体的にどういう根拠に基づいてそのような結論に至ったのかということとはよく分からないところがありまして、これは第2回のヒアリングのときの非公開の資料になるのでどこまで申し上げていいのかよく分からないのですけれども、そのヒアリングでも、結論はもちろんオープンになっているので分かるのですが、どういうところを事業者側が主張していて、最終的に表示の根拠として十分でないのかということとかが分からないと、これを取り上げるべきなのか、取り上げるべきではないのか。そもそも事業者に対してアプローチすべきなのか、すべきでないのかということからしてなかなかよく分からないということで判断が難しいところがあります。

もちろん、木村委員がおっしゃったように、そういう事案はとりあえず全部問合せを送って事業者から情報を出してもらえばいいんだというようなアプローチもあると思うんですけども、逆に言えば、事業者からすれば手当たり次第問合せを受けるというのも負担ではないかと思いますので、やはり団体の中である程度きちんとこれは取り上げるに値する事案だということを精査してから事業者にアプローチをしたほうがいいのではないかなと思ったりもします。

お答えになっているかどうか分からないんですけども、そういうところでやはり事案によって今の情報取得手段だけではなかなかこの先、手続、アプローチを進めていいのかどうか、事業者に対してアプローチをしていいのかどうか、判断に迷う場合があるところがあるのではないかと理解をしているところです。

以上です。

○飯田委員

ありがとうございます。

2点目の質問は、訴訟追行に必要となるような情報の中で営業秘密に当たりそうなものというのがあるのかという点なのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○大高委員

私からお答えしたほうがいいのかは分かりませんが、場合によっては木村委員から後ほど御説明いただいてもいいのかもしれません。

すぐに思いつくのは、先ほど申し上げた消費者契約法の第9条第1項第1号の平均的損害の額が問題になるようなケースでありまして、これはまさしく事業者側の収支構造といいますか、ビジネスモデルそのものの中身を問わなければならない場合も往々にしてありまして、個別の訴訟においてもやはり営業秘密の提出いかんが問題になって、しばしば開示するべきかどうか、または開示するときにその秘密保持をかけるべきかどうかというところが問題になっているというふうに理解をしております。

以上です。

○飯田委員

ありがとうございます。大体、イメージはつかめました。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかに、この論点はよろしいでしょうか。資力の確認の点はかなり御議論をいただいて、何らかの手続が必要ではないか。第二段階の前、あるいは第二段階の手続の中でというお話、御提案もありましたが、他方では財産開示手続、全体の民事執行法上の構造からいうとなかなか難しいところもあるという御指摘がありました。

それから、行政の情報に期待するという御意見も多く出されて、現在、特商法について国会で議論されているということですが、それを拡大していく方向ということについての御指摘もありました。

他方、事業者側からは営業秘密の問題、あるいは個人情報の問題等々もあって、そういったところとのバランスを十分考えていく必要があるというような御注意もあったかと思います。

それでは、よろしければ次の論点に移りたいと思います。次は、時効の問題ですね。ちょっと法律技術的なお話かと思いますが、この時効の問題について御意見があれば御発言をいただければと思います。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

資料の18ページの点なのですけれども、ヒアリングでも問題として出てきたところですが、結論から言うと、このような完成猶予と時効障害というものをもう少し広げて認めるということを検討したほうがいいと考えております。

消費者の権利行使については、もちろん個別の権利行使も形式的、理論的には可能なわけですが、その実現がなかなか困難であり、期待できないときにこの集団的な行使方法のルートが用意されているというわけで、その集団的な行使が実際に消費者団体によって行われているという中で、その間はずっと個別の権利行使が難しいという事情もあり、ましてや具体的にもその手続が開始しているのであれば、そちらの状況を見るべく個別の権利行使というものも少し控える、あるいは、それを中止するということが考えられ、それ自体は非常に正当な行動であるというふうに考えられます。

少しアナロジー的に思いましたのは、2017年の民法改正で入りました協議を行う旨の合意による時効の完成猶予という制度です。あれは交渉中で今どうするかというふうに協議しているところ、時効完成の期間をにらみながら、交渉中であるにもかかわらず訴訟を提起しないといけないというのが、結局交渉を覆してしまうというようなことにもなりかねず、それを事実上強制するような効力を持つことがどうかといった問題もあり、交渉が続けられるようにということであったと思います。

それと同じではないのですけれども、類似の状況があるのではないかと思います。個別の権利行使そのものをしていないわけでは無いのですが、いわばその前段階で集団的な行使という形でその権利について事業者との間でやりとりをしている。それをオフィシャルにやっているという中で、それなのに個別の訴訟提起などをしないといけないのかということ、それはしなくても安心して集団的な行使の可能性を探るということをやっているのではないかと思います。それを実現するには、完成猶予というものをここでも持ってくるということが考えられるのではないかと思います。

その際に、却下ということであれば、集団的な行使はできないということで、個別的な権利行使が否定されたわけではありませぬので、そのような場面でこれを入れてくるということは十分考えられると思います。

それで、もう一つだけ申し上げますと、もう一点気になりましたのは、この後の第二段階の申立て義務との関係で、あちについて免除と認めるということになりますと、第一段階で共通義務の確認ができたのだけれども、第二段階が用意されないまま終わってしまうということもあります。そうしたときに、財産

状況などから集団的な行使は維持できない。しかし、個別行使ならばまだ期待もあり得るような財産行状というものがあるのかどうか分かりませんが、そういう場面についても時効の完成猶予ということは考えておく必要が出てくるのではないかと思います、その点も含めて検討すべきではないかと思ったところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員 ありがとうございます。

私も今、沖野委員がおっしゃったことに非常に共感をするとところであります、共通義務確認訴訟の提起によって個別訴訟の進行が止まるとか、個別訴訟への制限がいろいろありますけれども、基本的にはできるだけ共通義務確認訴訟に集約していこうという理念でありますので、それに対する個々の対象消費者の期待というものは一定保護されるべきだと思っておりますので、何らかの時効に関する特例を入れていくことについては賛成です。

また、沖野委員がおっしゃったように、二段階目の申立て義務の免除に関する柔軟化とかを議論されてくれば、これも当然、理念的には同じような問題状況が生じるでしょうし、同じように一段階目の集団的な和解という場面でも、前回は適切な内容の和解であれば個別訴訟というのは考えられないと私は申し上げましたけれども、理念的には権利保障として一段階目の和解が柔軟化された場合におけるその和解内容に納得しない個別の対象消費者の権利行使の機会、一応理念としては保護する必要があると思いますので、今、資料で提示されたようなものと同じような問題状況が生じることもあり得るのではないかと思います。併せて御検討いただければと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

申し訳ありません。先ほどちょっと言い忘れたことがございまして、もちろ

んこういう時効障害を認めることは消費者の権利行使という点からの正当化のほか、事業者の証拠ですとか資料の保管の負担という点からしなくても、第一段階が進んでいてこういう紛争が起こっているという段階ですので、そこから一定期間、完成猶予などで延びることによって、その部分の利益が損なわれることはないのではないかということも補完させていただきたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。おおむね肯定的な御意見が続いたかと思えますけれども、この段階ではよろしいでしょうか。

それでは、最初に河野委員のほうからは必ずしも個別の消費者の権利行使に期待するというのは現実的には難しいのではないかという御指摘もありましたけれども、制度としてはやはり何らか検討すべきであるといった御意見が示されたかと思えます。それで、今日の資料にプラスアルファとして、却下取下げの場合に加えて第二段階の申立て義務の免除、次の話題ですが、これがもし認められるのであればその場合、あるいは第一段階での和解がされた場合、その和解に入っていない当事者の提訴といったこともやはり考えていくべきではないかという追加的な観点の御示唆もあったように思います。

それでは、より具体的な制度の仕組みを次回以降、御議論いただければと思いますけれども、今日のところはその程度にさせていただいて、続きましてこの資料の次の「簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等」というところですね。この部分について御意見、御質問等をお示しいただければと思います。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

「簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等」に関してですけれども、資料をまとめていただいているように、簡易確定手続とか、もしくは通知・公告を実施しても意味がない。続行しても意味がないようなことが明らかなる場合において、こういったことを特定適格消費者団体に義務付けるというのが必ずしも適当ではないということはそのとおりだろうと思います。

ただ、それを前提に考えた場合なのですからけれども、今後こういった申立義務であるとか、通知・公告義務を免除する範囲を柔軟にしていくという場合において、その免除の範囲に当たるのかどうかというところの判断の責任を全面的

に特定適格消費者団体に委ねてよいのかどうかということは慎重に考える必要があるのかなという感じを持っております。

現行法の簡易確定手続の申立て義務が免除される正当な理由として、逐条解説等にも示されている理由が資料にも挙がっておりますけれども、破産手続が開始されたとか、そういった客観的に見て明らかな場合に限られていればそれほど問題ないと思いますけれども、今後、例えば事業者の営業が事実上ストップしているようだといった一定の評価が必要な場合、特定適格消費者団体の責任においてそういった申立義務の有無、通知・公告義務の有無というものを判断する責任を負うというのはなかなか実際には荷が重い。むしろ安全を期して、やはり申立をやっておくかということになりかねないのではないかとということに危惧いたします。

ここから先は個人的な考えでまだ生煮えではございますが、1つ提案したいのは、現行の簡易確定手続、例えば申立て義務、期間制限等についてはそのままにしておいて、むしろ申立ての取下げですね。裁判所の許可に係る申立ての取下げを柔軟にできるようにするという方向性があるのではないかと思います。

すなわち、簡易確定手続の続行をする、もしくは通知・公告手続をするかどうかの適否についての判断を裁判所に委ねるという考え方であります。先ほど申し上げた事業者の営業が事実上止まっているというようなケースであれば、簡易確定手続の申立てと同時に取下げの申立てもして、裁判所に一定の資料を出して、裁判所のほうでそれが妥当かどうかの判断をしてもらうというような方法もあり得るのではないかと思います。

こういう形を取れば、その手続きが止まった段階というのも明確になりますので、先ほど議論のあった時効の完成猶予等の議論の関係でも基点が明確になるというメリットもありますので、こういった方向性はなかなか法制的には難しい部分はあるかもしれませんが、御検討いただければと思うところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

特段にこれ以上御意見がないというのがどういうことなのかということのは、やや私には不分明なところがありますので、もし賛成、反対の御意見をお持ちの委員があればその結論だけでも結構ですので御発言をいただければ大変ありがたいのですが。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。

正当な理由というのは、現行法上も文言としては正当な理由となっているところで、解釈の問題なのか、立法の問題なのか、どちらの考え方もあり得るのかなというような感じがいたしますけれども、いずれにしても先ほど大高委員のほうから、例えば破産している場合というようなお話がありましたが、そのような場合には正当な理由として義務を免除すべき場合があるだろうと考えております。

ただ、線引きがなかなか難しいということもありますけれども、客観的にどういう場合であれば免除していいのかというのが、資力がどの程度乏しければこれに当たるのかといったところはなかなか線引きが難しいところもあるので、その辺りは立法で何か、より明確化することができれば望ましいのかとは思いつつも、なかなか難しいところもあるかなと考えております。

それから、検討事項で、25ページの④のところの申立期間の在り方に関してですけれども、現在の期間が仮に短いとして、どの程度であれば対応が可能であると考えられているのかという辺りについて、これは実務の事情に詳しい委員の方からもしその辺りについて御知見があれば伺えればと感じましたけれども、いかがでしょうか。

○山本座長

ありがとうございます。

これも実務の御知見ということで、いつもいつも恐縮ですが、大高委員からもし何か御発言いただけることがあればと思いますけれども。

○大高委員

この点に関しては、なかなか私も発言が難しいんです。何せ、第二段階までいったケースがまだ1件、2件しかないものですから。

ただ、一般的に申し上げて、大体特定適格消費者団体の意思決定というのは理事会で最終的に決定するわけですがけれども、多くの団体では月に1回理事会を開いているのではないかと思います。そうだとすると、1か月の申立期間というのは定例で言えば1回の理事会しか予定をされていないということになりますので、団体としての慎重な意思決定という観点からすると、1か月というのは想定されうる最短の期間であろうと思います。恐らく、通常は臨時の理事会を招集するなりして対応しなければ申立てをするかどうかの決断はできないということになりますので、柔軟化すればするほど難しい判断を迫られること

になりますし、1か月の期間は、よりクリティカルな問題になってくるだろうと想像いたします。

先ほど私が一旦、申立て、取下げ、もしくは裁判所の判断の助けでも借りながらというふうに申し上げたのは、そういう事情も考慮しての提案でございました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

垣内委員、いかがでしょうか。

○垣内委員

どうもありがとうございました。

仮に延ばすとしてどの程度がいいのかというのはなかなか難しいと思いますけれども、3か月とか、例えばそういうことももしかすると考えられるのかなという感想を持ちましたが、確たる根拠があるということではございませんので、引き続き検討する必要があるかと考えます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この点は、申立義務を免除するということはあり得るのではないかと、河野委員からも最初にそういう御指摘があったかと思えますけれども、ただ、なかなか正当な理由という抽象的な要件になっているところ、解釈も含めてこれを立法で明確化するということがどの程度できるのだろうかという御指摘が一方であり、大高委員のほうからは一つのアイデアというか、御提案として、申立義務は現状残しておいて、取下げをより柔軟にする。その点は、結局裁判所の許可ということで裁判所に判断をいただくことになるわけですが、ここをもう少し柔軟にする可能性はないだろうかという御示唆もありました。

それから、申立期間の点については現状1か月というのはかなり団体にとっては厳しい面があるという御指摘があり、もう少しそれを延ばしていくということも考えられるのではないかとということであったかと思えます。

それでは、またこれを踏まえて次回以降もう少し具体的な案を基に議論したいと思いますが、資料2の最後に残された、まさに「その他」ということでありますけれども、30ページで最後のところにあります「債権届書に記載された消

費者の情報の取扱い」、あるいは「確定した対象債権にかかる金銭の支払方法」、さらに「その他」のその他ということになります。その他、実効性、効率性、利便性を高める方策、この辺りでどの点でも結構です。お気づきの点があれば御発言をいただければと思います。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

大屋でございます。

1つは既に河野委員がおっしゃったことだと思いますが、消費者情報の取扱いについてでございますけれども、やはりカモリストとしてこういったものが使われることについては一定の懸念があるかと思っておりますので、現在、民事訴訟法の準用による「当事者の私生活についての重大な秘密」要件については若干緩和すべきではないか。例えば、「重大な」を削る程度の緩和といったことは考えられるのではないかと、これは素人ですが思いました。

もう一つは、金銭の支払い方法についてでございます。私は本当に素人なのでよく分からないんですけれども、通常の民事訴訟ですと弁護士事務所さんのほうに大体支払われて、そこから弁護士さんが報酬を控除した上で当事者にお戻しするというような形を取っているのが普通なのではないかと聞いております。

それで、これはもちろん金銭のやり取りの個数を少なくするという意味もあるわけですが、もう一つはやはり報酬の確保手段になっているという指摘もあるように聞いておりまして、その点も考慮する必要があるのではないかと。仮にですけれども、適格消費者団体さんの手間を省くという観点からは、事業者から直接その消費者に全部個別に支払うほうが楽と言えば楽なのだろうけれども、そうするとその支払った者から報酬を団体さんに戻してもらわないといけないということになり、行って返ってを考えると金銭のやり取りの個数が減るのかは疑問である。

それで、その団体に消費者に直接払わせてもらった上で、その時点で報酬を控除して、その部分については団体に直接支払うというようなことができれば最もその金銭のやり取りの個数は減るので望ましいかと思っておりますが、それが制度上しっくりくるものかどうかという辺りがちょっと議論の対象なのかなとは思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。
沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

2点申し上げたいと思うのですけれども、1つは閲覧についてです。訴訟記録の公開というのは裁判の公開ともやはり関係してくるのでしょうか。ただ、具体的な届出に係る消費者の情報を広く公開することが、そもそも何のためにそれをする必要があるのかということが必ずしもよく分からないところがありまして、これは河野委員も大屋委員も御指摘になったように、本当に二次被害、三次被害につながりかねないところもありますので、閲覧をおよそ制限するのか、閲覧主体を制限するのかということもあるかと思いますが、果たしてそもそもこの情報を公開する法的な利益というのがそんなに大きいのかどうかということがよくつかめないところがあります。それほど大きくないのであれば、広く制限を認めるというようなことでいいのではないかと思っていますところでは。これは、もともとの民事訴訟の訴訟記録の公開の考え方を理解していないせいかもしれません。

それから、2点目の支払い方法の点なのですけれども、具体的には多数のときには振込みの手数料が非常にかかるという話と、もう一つは返金に伴う人的な事務の対応体制ということで、これは消費者団体の様々な体制作りの話かもしれないのですが、少し気になりましたのは、結局個別の振込みによるということになりますと、振込みの費用というものをどう位置付けるかということで、具体的に金銭債権、金銭債務が確定したということになりますと、それは履行する費用ということになりますので、本来債務の履行費用というふうに考えれば債務者負担ではないかと思われるところです。消費者団体が行うことというのは権利者の権利を糾合してその権利行使を代理しているという面がもちろんあるし、それが本来的ですけれども、他方で、債権債務が確定した後はそれを支払うという、債務の履行をまとめて法的に委託するような点もございますので、金銭の支払いの方法とともに金銭支払いの性格といいますか、それについて考えることはできないのだろうかと思ったところです。

ちょっと的外れなのかもしれませんが、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員お願いいたします。

○大高委員

ありがとうございます。

まず消費者の情報の取扱いですけれども、既に各委員から御指摘がありますように、こういった消費者の情報というのは事案によっては非常にカモリストとなって二次被害、三次被害で利用されてしまうおそれが十分にある。特に今後、今、法務省のほうで議論いただいているように、民事訴訟手続そのものがIT化をされて、まさに訴訟記録が全部デジタル化された場合には、その悪用のおそれというのはさらに高まるということがありますので、何らかの措置が必要だろうと思います。

ただ、一方で、例えば取引をした対象消費者に利害関係を直接持つような者にとっては、こういった権利が届出されているのかということを知ることというのは一定の正当な理由があり得るのかなと思うところもあって、全て認めない、閲覧等は一切認めないというのもいかなものかと思うところもございます。

そのために、今の秘密保護のための閲覧制限を先ほど大屋委員から御提案があったように若干規律を緩めていくということも考えられると思いますが、一方で、裁判官の事案ごとの判断に委ねてしまっているのかということとはちょっと危惧を覚えるところがあります。やはり一定のルールとして制度化していく必要が望ましいのではないかと考えております。

例えば、当事者もしくは利害関係のある者に関して、必要な部分だけ閲覧謄写を認めるといいますようなかなりきちんとしたルール化というものが望ましいのではないかと考えるところです。

2つ目の金銭の支払い方法ですが、これもこれまでも各委員から出てきたことと同じような感想を持っております。事案によっては、直接支払いをしたほうが便利な事案もあるかとは思いますが。

ただ、一方で、やはりその履行確保の手段をどうするかとか、そういったもろもろの問題はやはり避けて通れないものがどうしても出てくるのではないかと考えます。ある意味では、和解的な解決によってなされるのが望ましい手法なのではないかと考えておきまして、デフォルトルールの一つとしてまで位置づける必要があるかどうかについては十分な議論が必要かと思うところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、垣内委員お願いいたします。

○垣内委員

垣内でございます。

消費者の情報の取扱いに関してですけれども、現在、民事訴訟法の規定がそのまま準用されているということで、何人も閲覧できるという状態になっていて、これは問題ではないかというのは話としてはよく理解できるところのように思います。

それで、民事訴訟法が準用されている決定手続ということであると、ストレートにはそういう結果になるわけですが、例えば倒産処理手続などでは基本的には民事訴訟法は包括準用されておりますが、破産法等々、必ずしも訴訟記録閲覧について民訴法の準則がそのまま適用されているわけではないということで、特則が設けられているかと思います。破産等々の場合には、利害関係がある者については閲覧ができるというのが基本的な規律で、さらに支障部分について閲覧の制限等はあるという仕組みになっているわけですが、そこでそのような制度が設けられている趣旨につきましては、破産、倒産手続は集団性ですとか、あるいは必ずしも公開の口頭弁論で審議をすることが想定されていないといったことから公開主義の要請というのがそこまでは強くないといったことが考慮されているのだらうと思われまして、同様の事情はこの簡易確定手続についても当てはまる面があるかと思っています。

それで、一つの考え方としては、利害関係人に限って閲覧を認めるというようなところは考えてもいいのかなという気がしております。

それから、若干関連して細かい話になるのかもしれませんが、仮にそうだといたしましても、異議が申し立てられまして訴訟に移行したということになりますと、訴訟手続ということになれば訴訟法がそのまま適用されるということになるので、少なくとも訴訟の当事者になっている消費者についてはその情報が訴訟記録になり、それが一般的には閲覧が可能になるということはなかなか避けることは難しいことかと思われまして。

ただ、その場合に、従来の簡易確定手続で届出消費者のリストとか、そういったものが記録の中に含まれているのではないかと思いますけれども、そういったものが訴訟でどの範囲で事件記録に入っていくことになるのかといったようなことについて、現在の取扱いについて不勉強で承知しておりませんので、それが自動的に移っていくというようなことは基本的にはないのではないかと思いますけれども、それが出ていったような場合、それについて閲覧の制限の仕組みを新たに設ける必要があるのかどうかというような問題も、あるいは、記録の取扱い等によってはあり得る。あるいは、一方当事者が関係書類として提出してしまっていて返ってくることもあるかもしれませんので、その辺りも併せて考慮する必要があるのかなという感じを持っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。記録の取扱い等の御指摘がありました。これはその期日間等でも恐らく裁判所にしか分からないのではなかろうかと思います。裁判所等に問い合わせ、もし分かればこの会に出していただければと思いますが、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、この大きく2つの点ですけれども、消費者の情報についてはやはり何らかの形で現在の誰でも見られるという取扱いは問題があるのではないかと、ということでほぼ異論はなかったかと思います。対処の方法としては、一方で現在の民事訴訟手続法の準用を前提として、そこを少し緩める重大な秘密みたいなところの「重大な」を削除したりとかという形で緩めていくという方向性と、それから閲覧、むしろ民事訴訟法の特則を設けてその閲覧対象者について利害関係がある者というような形で限定していくということが考えられるのではないかと、ということが指摘されたかと思います。

それで、私からも1点、別のところで聞いた話なのですが、やはり倒産手続でも同じ問題が生じていて、消費者が多数破産債権者等で関与するような事件において、倒産手続は利害関係を疎明した者しか閲覧できないわけですが、その債権を買い取ったりするのは分かりませんが、自ら債権者として手続に参加して、それで他の破産債権者のリストを入手して、それがどこかに流れる。インターネットとかで流れるというような事例が現実には生じているというようなお話を伺ったことがあります。

倒産手続の場合には、債権者として参加すれば、それは他の債権者に対して異議等を述べる権利がありますので、これは当然利害関係人として他の債権者の届出情報というのが見られることにはなる、あるいはならざるを得ないことだと思いますが、この手続の場合は少し構造が違うので、債権者になったからといって必ずしもほかの債権者について利害関係があるのかという問題はあるかと思いますが、その倒産手続のほうでも少し考えるべきではないかというような議論がほかのところでもされつつありますので、その辺りも横目に見ながらこの点は議論をしていただければいいかと思いました。

それから、金銭の支払い方法の観点でありますけれども、これについては一方では実体法的な観点からこの債務の履行費用というふうに捉えられる面があるのではないかという点から債務者負担ということが考えられないかという御意見がある一方、対処の方法としては和解的解決によらざるを得ないのではないかと。そこで負担を決めていくということにならざるを得ないのではないかと

というような御指摘もあったように思いますので、引き続きこの点については考えていければと思います。

よろしければ、最後に資料3ですね。団体の活動についての環境整備、特に今日のところは事務負担の問題を中心にということでありますけれども、この点につきまして御質問、御意見があれば御自由にお出しいただければと思います。大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

最後のところですね。事務負担の問題と環境整備の問題について、何点か申し上げたいと思います。

まず被害回復裁判手続に関する事務負担のところでございますけれども、現行法のそもそもの簡易確定手続の理念というのは、簡易、迅速な手続によって個別の対象消費者の権利を確定するということにあったかと思いますが、現行の特例法の規定も含めて、また、そのガイドライン等において特定適格消費者団体に課せられたスキームというのは、なかなか簡易とは言い難い面もあって、全体としては必ずしも簡易であるというふうには言い難い手続になっていると思いますので、可能な範囲でそういった特定適格消費者団体の事務負担を軽減するという方向性は賛成です。

少なくともガイドラインレベルで規定されている説明方法とか、意思確認の方法については、硬直的な運用ではなくて事案に応じてある程度柔軟に動かせるような規定ぶりとするということは考えられてよいのではないかと思います。

ただ、一方で、簡易確定手続といってもオフィシャルに権利を確定する手続でありますので、やはり制度が、その手続に参加する対象消費者の手続保障等を全く無視するわけにはいかないという面があることも確かでありますので、解釈等で簡素化するといっても一定の限度はあり得るのかなということも思うところです。

そこで、2つほど検討の方向性というものを提案したいと思っています。

1つは、まず請求額が一定金額以下と見込まれる少額事件に限って、そういった様々な手続、特定適格消費者団体に課せられている説明義務とか意思確認の方法というのを法律上も簡素化していくという方向性です。少額事件において手続に参加する消費者も、恐らくあまり重たい手続というのは望んでいないだろうと思いますので、むしろこういう簡素化する、例えば意思確認などについてはみなし規定を入れるであるとか、もしくは包括的な同意をあらかじめどこかでできるとか、そういったものを少額事件においてはちょっと軽くするという方向性はあるんじゃないかということです。

もう一つは、第二段階でも集合的な和解というものができるということを明確にしていこうという方向性があると思っています。現行法でも授權を受けた対象消費者の個別的な意思確認に基づいて個別の和解というのはできることにはなっておりますけれども、私の提案というのはこれとは違って、第一段階目でやるような集合的な和解、例えば特定適格消費者団体と事業者との間で支払い金額だけではなくて、例えば支払いの条件であるとか、その方法についても簡易確定で手続とは違った方法を合意して、その上で対象消費者に対してその合意に従った方法で支払いを受けるか、それとも簡易確定手続の本則にのっとっての手続を希望するかというのを対象消費者に選択をしてもらう。多く人は簡便なほうを選ぶでしょうから、それによって全体として適格消費者団体、もしくは事業者も含めてその手間を減らしていこうという方向性もあると思います。

もちろん、こういった合意というのは今の法制上もやってはだめだということではないのだろうと思っているんですけれども、明確にこういうことができるということを打ち出すということは意味があるのではないかと思います。

2点目のIT化の問題については全面的に賛成をするわけですが、一方でいわゆるIT弱者、デジタルデバイドの問題がありますので、IT弱者に対する配慮が必要になってくるということと、IT化するためには当然システム開発が必要になってくるわけですが、これは相当な費用がかかりますので、なかなか特定適格消費者団体の現状からすると行政の支援等なしにはなかなか実現しないのではないかと思います。これは指摘をしておきたいと思います。

特定認定の有効期間については、今の適格消費者団体の有効期間6年と同じでいいのではないかと思います。特に異なる期間を定めておく合理的な理由はないように思います。

あとは、それぞれ細かい点も一つずつ申し上げていきますと、特定認定の更新基準についても、現行法では最初の認定基準である差止め請求の活動状況がそれぞれ更新においても更新基準として考えられることになっているわけですが、やはりこれは被害回復業務に着目するのは相当だとは思いますが。

ただ、その活動状況については訴訟提起だけに着目するのではなくて訴訟外での申入れであるとか、もしくはその検討状況も含めてトータルで検討がなされるべきだと思います。

最後に一言申し上げておきたいのですが、今回の検討会は直接には特例法の改正ということなので、検討事項としてはなかなか挙がりにくいのかもしれませんが、やはり特定適格消費者団体の財政的支援というものの活動を支える環境整備としては非常に重要だということはやはり指摘をしていきたいと思っています。この点、冒頭に後藤委員から団体の、きちんと充実した体制であることが重要だということをおっしゃっていましたが、それは真実でありま

して、今回議論している論点のうちのある程度の部分は、もし特定適格消費者団体が人的、財政的なリソースがふんだんにあって、そういったものを損得度外視で注ぎ込めるような状況にもしあれば、あまり考えなくてもいいような論点も確かにあることは事実です。

ただ、現状はそうではないものですから、やはりこういった財政的支援等も含めてこれは問題意識として常に持っておく必要があるのだろうということは申し上げておきたいと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

大高委員が最後に御指摘の財政的問題は誠にそのとおりで、今回のこの資料が事務負担の点に比較的絞られているわけですが、それは前回の総論的な議論の中でその団体の数とかその中身等について御議論をいただいて、その中で団体の財政的な問題というようなものもその射程に入っていたということがあった関係で、今回はこの事務負担の問題にいわば的を絞って御議論いただいたという趣旨でありまして、財政的問題を看過しているというか、あるいは無視しているということではありませんので、大高委員御指摘のとおり、その点は常に頭の中に入れて議論していかなければならないというのはそのとおりだろうと思っております。

ほかにいかがでしょうか。大高委員からかなり包括的な御意見を頂戴しましたが、他の委員からもしあればお願いします。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

ありがとうございます。

私から申し上げたいのは主に事務負担のところでのIT化の話でして、これはまず1つは政府全体としても進めるべきだということになっていると思うわけですが、その背景には、やはり物理的な物とかお金を動かすと、そのたびに経費が飛んでいくのである、あるいはCO2が排出されていくのである。それに対して、情報を情報それ自体として動かす分にははるかに費用が低いという特徴があるからでありまして、特に消費者訴訟のように当事者が多い場合においては、その物なりお金なりを動かす回数をいかに減らすか。物理的に動かすか、いかに減らすかというのは、制度全体にかかるコストを削減する上で極めて重要だと思いますので、この点については非常に積極的に進めていく必要があるだろうと思います。

もちろん、消費者の層によっては高齢者の方々が多くてデジタルデバイドがというのはあり得るので、当面はもちろん従来のな手続きを残しながらということになるかと思いますが、やれることを積極的にやっていくべきだと思います。

この点は実は先ほどの大高委員の御指摘とも関わってしまして、要するにお金があれば片付く問題があるという、割と身も蓋もない御指摘をいただいたわけですが、もちろん手元のお金の量を増やしてもそういうことになりまし、かかるお金の量を減らしても同じことが起きます。要するに、財政力とかかる費用のバランスの問題ですので、その意味からもIT化を積極的に進めていくべきだと思います。

その観点から言いますと、実は対象の救済の観点から言いましても、これは前のところでコールセンターを作っても結構お金が飛んでいくのだという御指摘が消費者団体さんのほうからあったわけですが、特に若い世代が電話をかけてこないというのは結構いろいろなところで知られるようになった事態です。行政庁の事業のレビューなどをしておりましても、広報手段としても問合せ手段としても電話は非常に人気がなく、若い世代だとチャットボットであるとか、そういう非人格的なコミュニケーションをかなり好む傾向が出てきております。

逆に言うと、そういうものを利活用していくことができれば、かかる人出が減り、お金も減るということになっていくので、1つ目はやはりやっていくべきだということと、場合によっては情報提供のためのチャットボットの開発運用みたいな、共通的に必要となる部分について、これは特定適格消費者団体さんが御自身として共同で開発して運用するようなことを考えられると思いますし、それを例えば行政庁が支援していくというような仕組みもあろうかと思えますので、一応考慮に入れておくといいのではないかと思います。以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この事務負担のところも様々な御意見が頂戴できたのではないかと思います。最初の説明、あるいは意思確認の点について、これは手続保障として非常に重要な点であるということではあるけれども、一定の簡素化というのは考えられるのではないかと御指摘があったかと思います。大高委員からは、具体的に少額事件等については何らかの簡素化の方法を模索することはできないかという御提案があったように思います。

それから、IT化については皆さんその方向で進めるべきということであった

かと思います。

ただ、1つはIT弱者、デジタルデバイドへの配慮ということもあり、それからそのシステム開発費用について行政等、何らかの支援が考えられないのかという御指摘があり、最後に大屋委員のほうからはチャットボットについて共同開発できないか。それについて、行政が一定の支援をできないかというような御指摘もあったかと思います。

それから、特定認定更新の事務負担の問題については、現在の3年という期間についてはもっと延ばす。6年でもよいのではないかという御指摘がありましたし、更新基準については当然その実績を考慮するということですが、訴訟外の申入れ、具体的な検討状況等々も考慮に入れてはどうかというお話もあったように思いました。

以上で、本日予定していた検討事項についてはおおむね御議論いただけたかとは思いますが、何か聞き落とした点とか、前のほうの議題に遡っていただいても結構ですが、言い落とした点があれば、ここは言いたかったというところがもしあれば御発言いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

先ほど木村委員とのやり取りでも申し上げましたけれども、今日で一応検討事項として第2回の検討会で確認した事項についてはおおむね1回目の議論ができた。いわゆる一読の議論ができたのではないかと考えておりますので、本日の議論を踏まえて、それぞれの論点について二読といいますか、今後更に議論を深めていくということで、事務局のほうでももう少し具体的な形を示していただくということで必要な準備を進めていただこうと考えておりますので、更にお気付きの点、あるいは御自分の御意見をより詳細に敷衍したようなことでも結構ですので、事務局のほうにお寄せをいただければ、事務局のほうで準備をしていただくについて有用なのではないかと思っておりますので、その点、私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

【3. 閉会】

○山本座長

それでは、今後の日程につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

○黒木課長

本日も、大変示唆に富む貴重な御意見、御議論どうもありがとうございました。

最後に座長から、今回までのところでおおむね各議論について一通りの御議

論はしていただいたけれども、追加の御意見等がある場合には事務局にお寄せいただくようにという御指摘をいただきました。それにつきまして、追って座長とも御相談の上、いつまでにというようなことも含めて御案内を差し上げようと思います。もちろん、そこで言うていただくのではなくて、2巡目の資料を見ながら議論したいという御意見もあろうかと思いますが、そういう形も結構かと思っております。

次回の日程でございますけれども、日程及び議題の詳細につきましては改めて御連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、本日の検討会はこの程度とさせていただきたいと思います。

本日もお忙しいところ、長時間にわたりまして御熱心に議論をいただきまして誠にありがとうございました。次回以降、先ほどのように第二読に入っていくということになりますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これで第4回検討会を終了したいと思います。ありがとうございました。